**川崎市公告第1404号**

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和８年１１月２４日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和８年１１月１０日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　放置されている場所（住宅名）

観音市営住宅

２　放置自動車の台数

バイク　１台（観音市営住宅敷地内）